

子育てに関する連携



R6. 12. 18
あんschool

右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サクスシェア
代表社員・相談支援専門員 田中 さとる



距離感が近くなる2つの要因

(1)発達に課題を抱えている場合

原因としては、

- ▶ 相手の表情を読み取ることが苦手で、気づかないで近づいてしまう
- ▶ 相手の気持ちを想像することが苦手で、気づかず近づいてしまう
- ▶ 「他の子は近づいているから私も大丈夫」と他人の距離感を真似してしまう
- ▶ 近づいたら相手が嫌がることを「相手をしてくれる」と捉え、反応を楽しんでしまう

(2)愛着の形成に困難を抱えている場合

- ▶ 乳幼児期に養育者と離れて十分にスキンシップができなかった
- ▶ ネグレクトや虐待によって養育者と適切な関わりがもてなかった

距離感が近くなる4つの対応

- ①共感&言語化
- ②自分の姿を見せる
- ③集団で練習する
- ④先手のハイタッチ&握手

児童相談所（児相）とは

児童相談所（児相）は、子どもに関するあらゆる問題の解決のために、児童福祉法に基づいて設置された専門的な相談機関

18歳未満の子どもに関することであれば、本人・家族・学校の先生・地域の住民等、どんな立場からでも相談可能

児童相談所のスタッフは児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、医師などの専門家から構成され、すべての都道府県と政令指定都市に設置

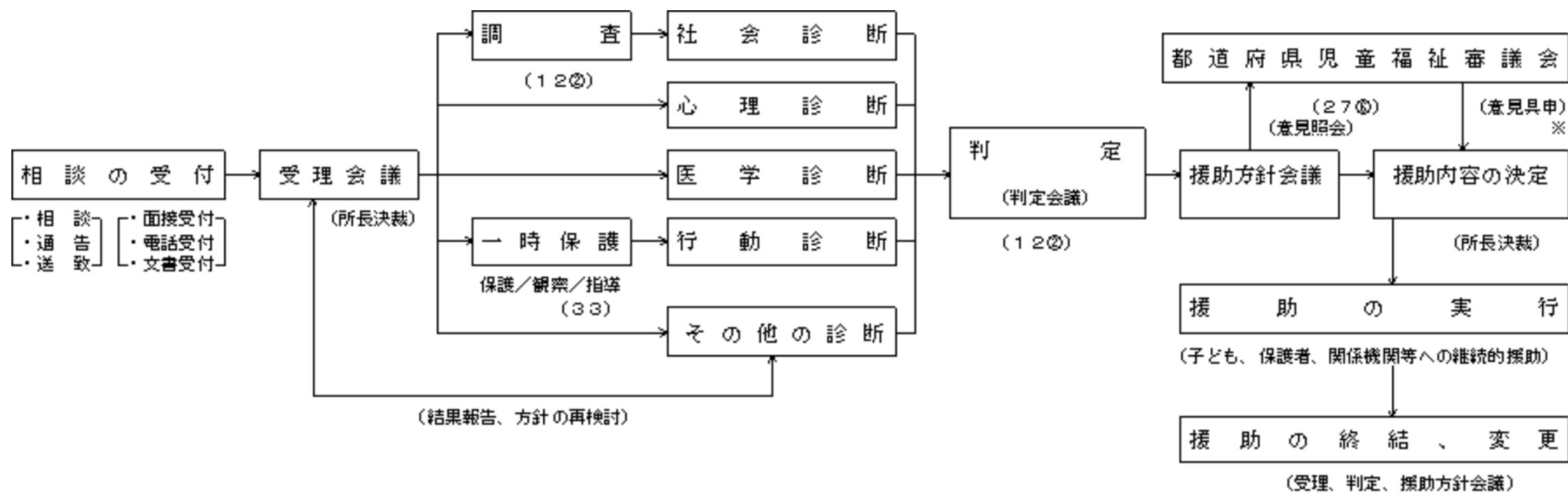
児童相談所の基本機能

市町村 援助機能	<ul style="list-style-type: none">市町村による子ども家庭相談への対応について、市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。
相談機能	<ul style="list-style-type: none">子どもに関する家庭その他からの①養護相談、②保健相談、③障害相談、④非行相談、⑤育成相談その他幅広い相談で、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行います
調査判定業務	<ul style="list-style-type: none">子どもや保護者の状況等を知り、子どもや保護者等にどのような援助が必要であるかを判断する資料を得るために、児童福祉司、相談員が中心となって、面接、電話、照会、委嘱、立入調査等により、児童の居住環境、家庭環境、現況等について調査を行います。調査の後、児童相談所は、児童福祉司、相談員等による社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士等によるもの等）をもとに、原則としてこれらの者の協議により判定（総合診断）を行います。
指導業務	<ul style="list-style-type: none">子ども及びその保護者に、調査判定に基づき、必要な指導を行います。措置によらない指導として「助言指導」「継続指導」「他機関あっせん」、措置による指導として「児童福祉司指導」「児童委員指導」「市町村指導」「児童家庭支援センター指導」「知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導」「障害者等相談支援事業を行う者の始動」「指導の委託」があります。
一時保護業務	<ul style="list-style-type: none">児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合には、児童を一時保護し、または警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親など適当な者に一時保護を委託することができます。一時保護には、緊急保護による場合、行動観察のために行われる場合、短期入所指導のために行われる場合があります。
巡回相談業務	<ul style="list-style-type: none">地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村と共に関係機関のネットワーク化を推進する。

児童相談所 主な相談内容

- ・ **養護相談** 保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、服役などにより養育が困難とされる子どもについての相談、棄児、迷子、虐待を受けている子どもについての相談、養子縁組に関する相談など
- ・ **保健相談** 未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、そのほかの疾患（精神疾患を含む）などがある子どもに関する相談
- ・ **障害相談** 肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、発達障害などに関する相談
- ・ **非行相談** 家出、浪費、乱暴、飲酒、喫煙などの問題行動がある子どもに関する相談
- ・ **育成相談** 家庭内暴力や生活習慣の著しい乱れ、不登校や学業不振、そのほか家庭内での子育ての悩みに関する相談

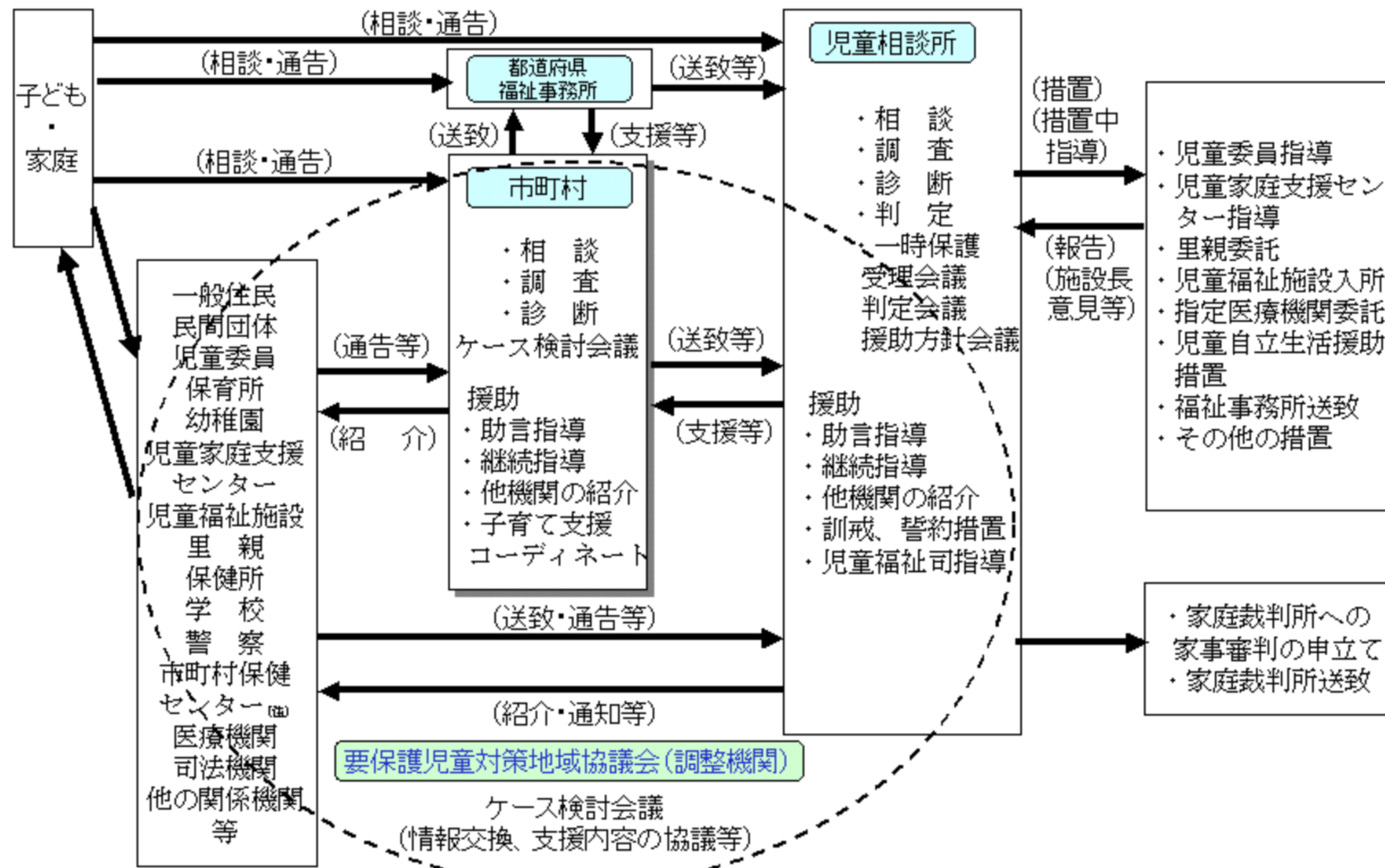
児童相談所 相談の流れ



表－4 児童相談所が行う援助の種類

1 在宅指導等	(1)措置によらない指導	<p>ア 助言指導</p> <p>イ 継続指導</p> <p>ウ 他機関あつせん</p>
	(2)措置による指導	<p>ア 児童福祉司指導</p> <p>イ 児童委員指導</p> <p>ウ 児童家庭支援センター指導</p> <p>エ 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導</p> <p>オ 障害児相談支援事業を行う者の指導</p>
	(3)訓戒、誓約措置	
2 児童福祉施設入所措置、指定国立療養所等委託		
3 里親委託		
4 児童自立生活援助措置		
5 福祉事務所送致等		
6 家庭裁判所送致		
7 家庭裁判所に対する家事審判の申立て		

図2 市町村・児童相談所における相談援助活動システム図



表－1 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関係機関	主な連携事項
(1)市町村	<ul style="list-style-type: none"> • 相互の協力、通報等 • 児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 • 保育の実施を要する子どもの通知 • 1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、心身障害児通園事業等 • 児童福祉に関する企画・広報等
(2)福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> • 児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 • 児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 • その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等
(3)保健所 市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> • 児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断 • 保健、栄養上の指導の依頼 • 在宅重症心身障害児(者)等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
(4)児童委員	<ul style="list-style-type: none"> • 児童相談所から調査の委嘱、指導措置 • 児童委員から要保護児童の通告、その他の協力
(5)児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> • 指導措置 • 児童家庭支援センターから要保護児童の通告
(6)知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> • 知的障害者、身体障害者の判定(療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等) • 発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等

(7)児童福祉施設等、里親	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 • 措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 • 退所した子どもの指導に関する事項 • 母子生活支援施設入所措置、児童自立生活援助措置に関する事項
(8)保育所	<ul style="list-style-type: none"> • 保育の実施に関する事項
(9)家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> • 児童相談所から送致、家事審判の申立て • 家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼
(10)学校、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会
(11)警察	<ul style="list-style-type: none"> • 触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告 • 委託一時保護、少年補導、非行防止活動等
(12)医療機関	<ul style="list-style-type: none"> • 医学的治療の依頼、被虐待児の通告等
(13)婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> • 性非行を伴う女子の子ども等
(14)配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> • 児童虐待に係る通告 • 配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護
(15)民間団体	<ul style="list-style-type: none"> • 個別のケースにおける見守り的な支援など(地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る)
(16)その他連携を保つべき機関	<ul style="list-style-type: none"> • 児童の就職等 • 精神薄弱児(者)の判定等 • 思春期精神保健に関すること等 • 児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等

• その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携

Foreign languages 音声読み上げ 文字サイズ 標準 拡大 背景色の変更 白 黒 青

Google 提供



茅野市 子育て・子育て応援サイト



[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [子育て・教育・文化](#) > [子育て・子育て応援](#) > [子育て・子育て応援サイト](#) > > [茅野市子育て・子育て応援サイト](#) > [子育て相談](#)

[相談したい](#) > [茅野市子育て・子育て応援サイト](#) > [茅野市要保護児童対策地域協議会](#) > [茅野市子育て・子育て応援サイト](#) > [茅野市要保護児童対策地域協議会](#) > [子育て応援施設](#) > [茅野市要保護児童対策地域協議会](#) > [児童虐待に関する相談・連絡](#) > [茅野市要保護児童対策地域協議会](#) > [子育て相談](#)

目的でさがす +

年齢でさがす +

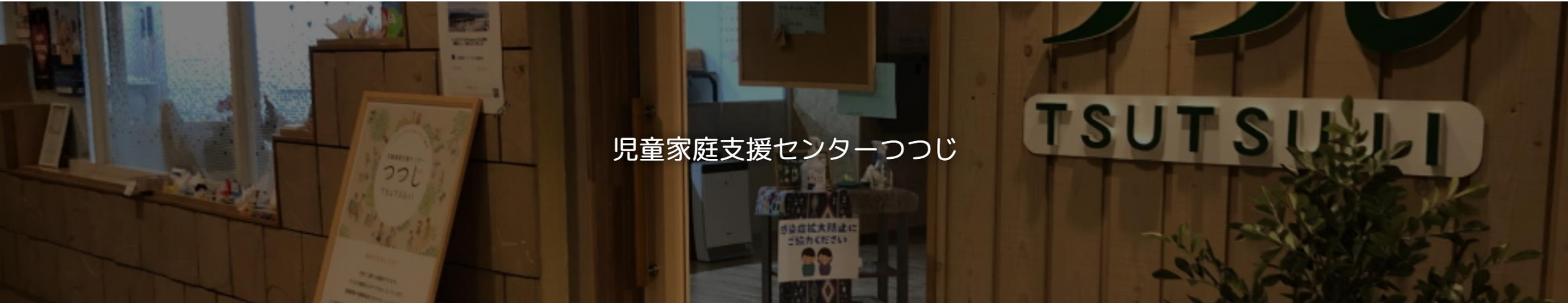
子どもの健康・予防接種 +

手当・助成 +

子育て相談

- ▶ [こども・家庭総合支援拠点「育ちあいちの」](#)
- ▶ [家庭児童相談](#)
- ▶ [児童虐待に関する相談・連絡](#)
- ▶ [健康や育児に関する相談](#)
- ▶ [ひとり親家庭相談及び女性相談](#)





児童家庭支援センターつっじ

開所時間 10:00～17:00

定休日 木曜日 祝祭日

住所 〒391-0001
長野県茅野市ちの3502-1 ベルビア内3F

TEL 0266-75-1108

【① 基本相談支援】

- ・ 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・ サービス等利用計画の作成
- ・ サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

相談支援の構え

- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっって戸惑う

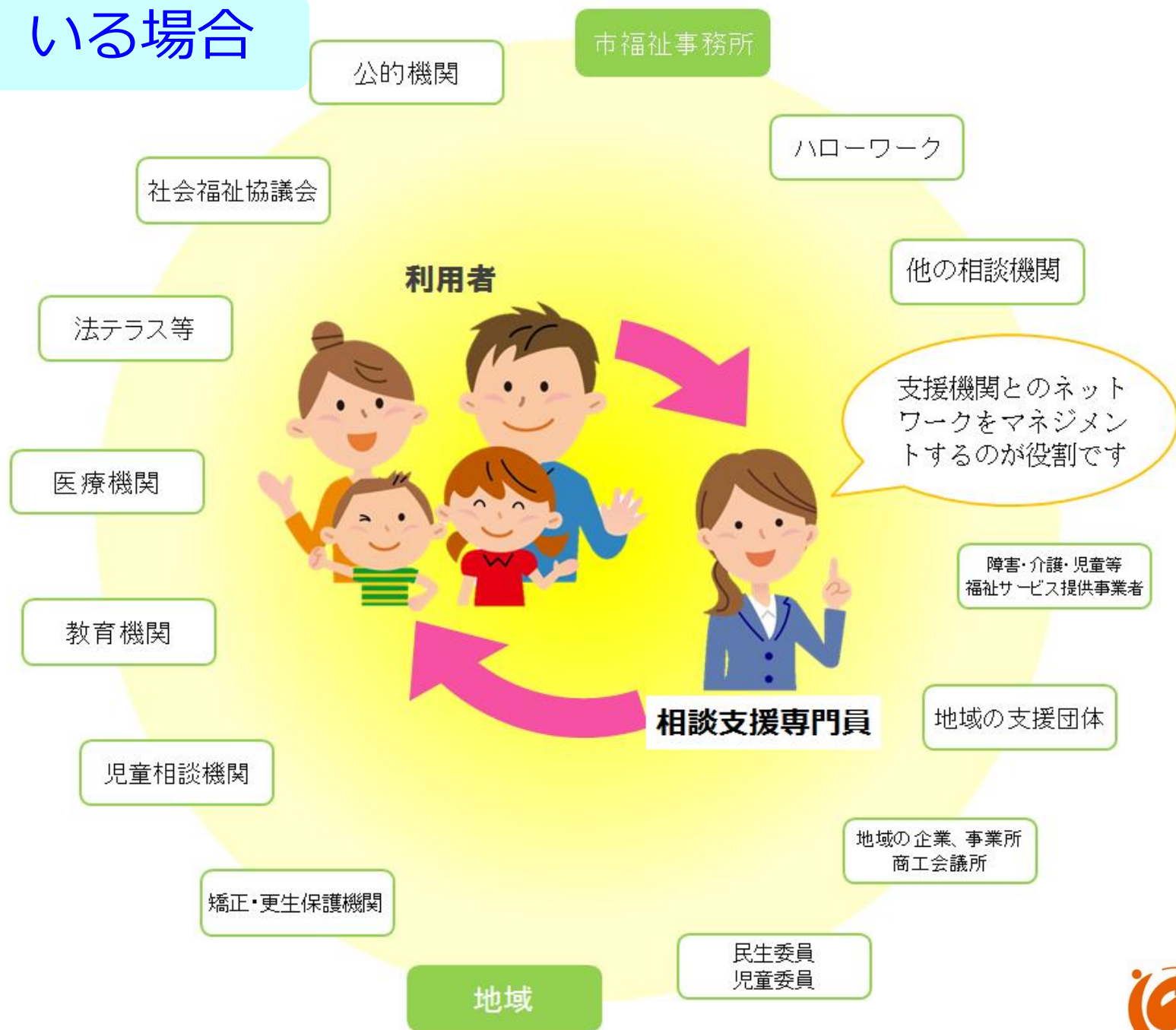
いない場合



相談支援の構え

- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる

いる場合

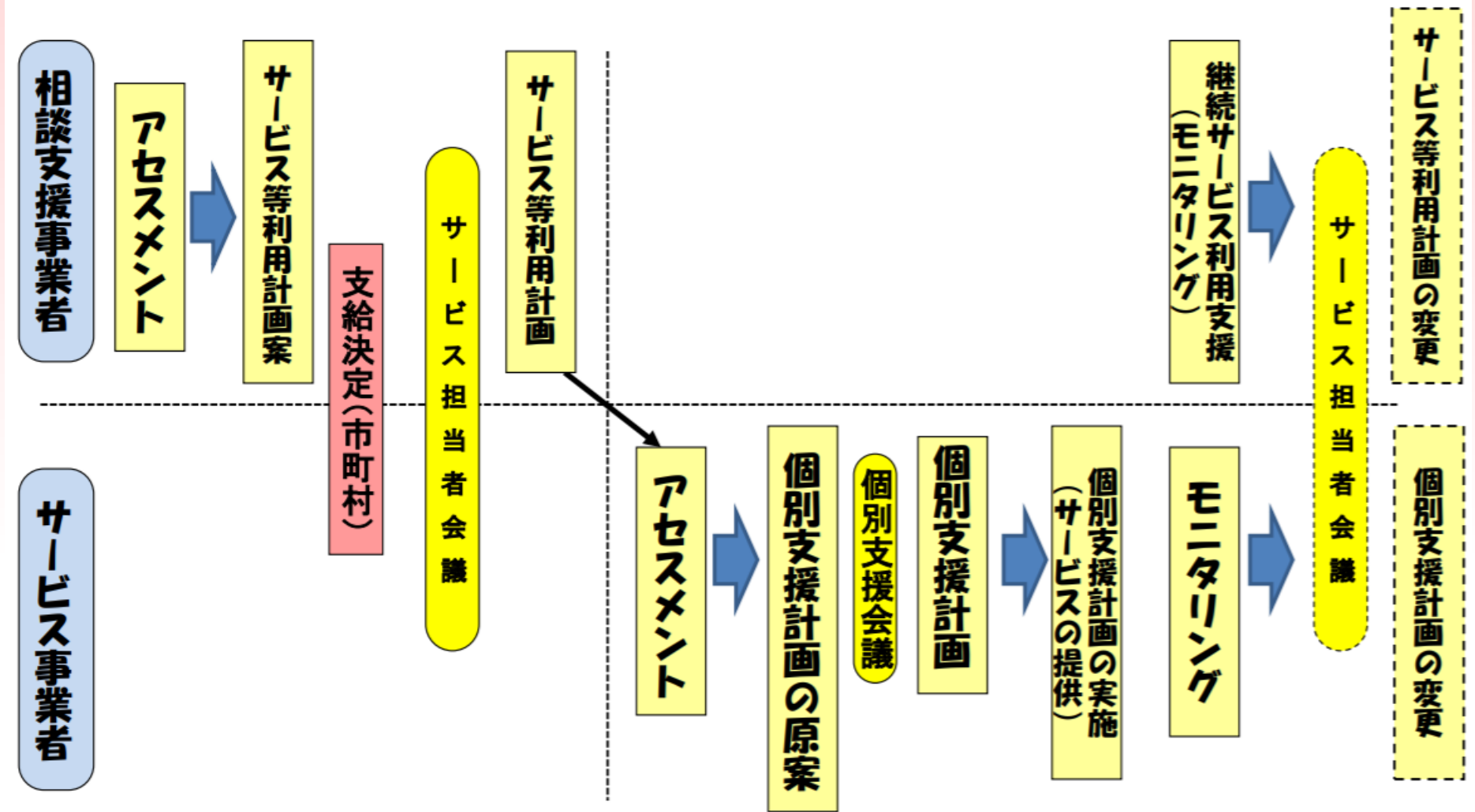


相談支援の流れ (理想)

どうやってつながるの？

- ※ 現実には
- ① 当事者
- ② 事業所
- ③ 行政

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



サービス等利用計画・障がい児支援利用計画

利用者（児童）氏名	A児	障がい支援区分		相談支援事業所サンクスシェア 計画作成担当者 田中 聡 利用者同意欄（自署又は押印）
保護者氏名	母	本人との続柄	母	
障がい福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		
地域相談支援受給者証番号		障がい児通所受給者証番号		
計画作成日	令和〇年〇月〇日	モニタリング期間（開始年月）	3ヶ月	

利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）

【本人】 ・不安なく安心して毎日を過ごしたい
 ・自分の好きなことをして楽しく過ごしたい

【家族】 ・本人のことをまわりの人がよく理解してほしい
 ・障がい特性を活かしながら、集団の中での人との関係づくりも身に付けてほしい

総合的な援助の方針

さんは、幼少期、眠りが浅い、母親へ強い抱っこ要求があるなど気になる様子が見られていました。そして、特に手洗いや細かなことの確認など、こだわりが強く表出されるようになったことから専門医療機関を受診し、自閉症スペクトラム、ADHDの診断を受けました。少し強迫的な言動があったり、時折興奮状態が高まったりはありますが、放課後等デイサービスにて個室に近い環境を作り、決まった時間でPCを使つての調べものや作業に集中して取り組むことができるようになり、放課後等デイサービスへ目的をもって通うことができるようになりました。他者との交流ではリーダーシップを発揮できるようになり、家庭での生活も落ち着いてきました。これは、周りの理解と、本人が自分自身の特性を理解して行動することができるようになってきたことで、落ち着いて日常を過ごすことができるようになってきたのだと考えます。今後も発達障がいの特性を十分踏まえ、医療機関、教育機関、そして療育機関が連携をとりながら支援を一体的に進めることができるよう支援します。そして、お母様の さんへのかかわり方や、〇〇さんの得意分野であるITスキルを伸ばすためにどうしていったらよいのか一緒に考えるお手伝いをしていきます。

長期目標 発達障がいの特性を自分自身で十分理解しながら、できるところ、得意なところを積極的にのびしていきます。

短期目標 新たな居場所として、放課後等デイサービスで思いっきり楽しんだり集団活動をしたりして過ごします。

優先順位	解決すべき課題	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量（頻度・時間）	提供事業者名（担当・電話）	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1	〇〇さんの特性を十分理解する支援者による居場所づくりが必要。	〇〇さんの特性を活かしなが、本人が安心して楽しく過ごすことができる居場所づくりをお手伝いします。	1年	放課後等デイサービス 25日間/月	放課後デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0-9*0*）	まずは、細かなことを気にすることなく、自分のことを理解してくれる支援者が身近にいる中で、思いっきり楽しく過ごしましょう。	3ヶ月	
2	自分自身の特性を十分に理解し、得意なこと、苦手なことが意識できるようになることが必要。	自分の言動について支援者の力を借りながら振り返ったり改善に取り組んだりする機会を提供します。	2年	学校 放課後等デイサービス 地域の社会資源（無料塾など） 家族	放課後デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0-9*0*）	自分の得意なことやよいところを意識して行動したり、支援者の力を借りながら、時々自分の行動を振り返ったりしましょう。	3ヶ月	
3	〇〇さんへのかかわり方について、専門的な視点から母へ情報提供することが必要。	お子さんへの母親としてのかかわり方や他機関・地域資源との連携の方法について、具体的な情報提供をしていきます。	1年	医療機関 放課後等デイサービス 学校 地域の社会資源 相談支援	相談支援事業所サンクスシェア （〇〇：0*0-9*0* 8*8*）	【お母様】 〇〇さんの気になる言動や、母親としてのかかわり方について疑問が生じたときは、すぐに身近な支援者にご相談ください。	3ヶ月	

『連携する』

利用計画
支援計画

利用計画を
みる目をもつ



利用計画

内容

不十分な
利用計画

- 総合的な支援の方針の中身がスカスカ
- 保護者や本人が望むニーズや希望が正しく記入されていない
- ニーズや希望と利用する福祉サービス等が合っていない
- 1年先を目安にして到達する目標になっていない
- 目標が抽象的すぎる
- 学校との連携について書かれていない
- 家族支援について書かれていない

質の高い
利用計画

- 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかる
- 将来的な進路を見据えた方針の記述になっている
- ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されている
- 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされている
- 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられている
- 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられている
- 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されている
- 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれている
- 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっている

利用計画	内容
不十分な 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 電話連絡しても折り返しが無い<input type="checkbox"/> 利用計画書を配付してくれない<input type="checkbox"/> モニタリングの訪問をしてくれない<input type="checkbox"/> 事業さんなどの情報提供を依頼しても調べてくれない、教えてくれない<input type="checkbox"/> 担当者会議が開かれたことがない<input type="checkbox"/> 困ったことがあっても、ちゃんと相談にのってくれない<input type="checkbox"/> 自分の意見を押し通す
質の高い 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 特に必要がない場合でも時々連絡をくれる<input type="checkbox"/> 担当者会議でリーダー性を発揮している<input type="checkbox"/> とにかくじっくり話をきいてくれる<input type="checkbox"/> 納得できるアドバイスをしてくれる<input type="checkbox"/> 相談しやすい<input type="checkbox"/> ことばの端々に勉強していることが伺える<input type="checkbox"/> たくさんの連携先とつながっている<input type="checkbox"/> 意思を決定するための適切な情報を提供してくれる<input type="checkbox"/> できることとできないことを明確に示してくれる

- ① 『連携をつくって何をするか？』が明確にされているか
 - ・ 「本人はどうしたいのか？」 「学校側のメリット感があるか？」
- ② 『意思決定支援』が十分に行われているか？（支援の見立て）
「対話」「行動記録」「観察」「標準検査」「アンケート」など
 - A：本人がもともと持っている「できること」を増やす？
 - B：本人がもともとできないことを「できる」ようにする？
- ③ 個別支援会議でなにが協議されたか？
 - ・ どのような方法で取り組む？
 - ・ だれがその役割を担う？

- 相談支援専門員の仕事内容を把握しておく
- 障がい児支援利用計画をよく読み込む
- モニタリングの期間を短くする
- 必要とあらば、思い切って相談員を変える
- 困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- 相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- 課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- 事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- ☑ 自分でできることは自分でやる

『連携する』 相談支援専門員

学校との連携を 進めるには？

スクール ソーシャル ワーカー (SSW) との連携

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の
対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

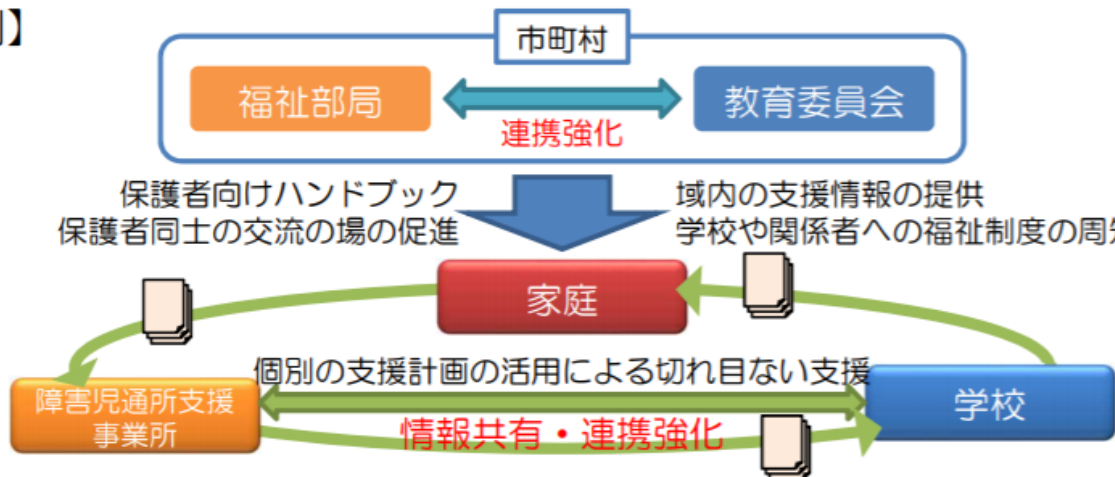
2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定